

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年3月30日

新潟県人事委員会

委員長 鶴 巻 克 恕

新潟県人事委員会規則第6-1780号

期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

第1条 期末手当及び勤勉手当に関する規則（規則第6-224号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(勤勉手当の成績率)</p> <p>第14条 成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、任命権者が定めるものとする。</p> <p>(1) 法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（次号において「再任用職員」という。）以外の職員 <u>100分の160</u>（一般職員給与条例第25条第2項に規定する特定幹部職員（次号において「特定幹部職員」という。）にあつては、<u>100分の200</u>）</p> <p>(2) 再任用職員 <u>100分の75</u>（特定幹部職員にあつては、<u>100分の95</u>）</p>	<p>(勤勉手当の成績率)</p> <p>第14条 成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる割合の範囲内で、任命権者が定めるものとする。</p> <p>(1) 法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された職員（次号において「再任用職員」という。）以外の職員 <u>100分の150</u>（一般職員給与条例第25条第2項に規定する特定幹部職員（次号において「特定幹部職員」という。）にあつては、<u>100分の190</u>）</p> <p>(2) 再任用職員 <u>100分の70</u>（特定幹部職員にあつては、<u>100分の90</u>）</p>

第2条 期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号及び号の細目の表示に下線が引かれた号及び号の細目（以下この条において「移動号等」という。）に対応する同表の改正後の欄中号及び号の細目の表示に下線が引かれた号及び号の細目（以下この条において「移動後号等」という。）が存在する場合には当該移動号等を当該移動後号等とし、移動号等に対応する移動後号等が存在しない場合には当該移動号等を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>第3条 一般職員給与条例第25条第1項後段及び市町村立学校職員給与条例第26条第1項後段の規則で定める職員は、次に掲げる職員とし、これらの職員には、期末手当を支給しない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) その退職又は失職の後基準日までの間において次に掲げる者（非常勤である者にあつては、法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「短時間勤務職員」という。）に限る。）となつたもの ア～ウ (略)</p> <p>エ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>第7条 基準日以前6箇月以内の期間において、次の各号に掲げる者が一般職員給与条例又は市町村立学校職員給与条例の適用を受ける職員となつた場合（第5号及び第6号に掲げる者にあつては、引き続き一般職員給与条例又は市町村立学校職員給与条例の適用を受ける職員となつた場合に限</p>	<p>第3条 一般職員給与条例第25条第1項後段及び市町村立学校職員給与条例第26条第1項後段の規則で定める職員は、次に掲げる職員とし、これらの職員には、期末手当を支給しない。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) その退職又は失職の後基準日までの間において次に掲げる者（非常勤である者にあつては、法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「短時間勤務職員」という。）に限る。）となつたもの ア～ウ (略) エ <u>県の教育委員会の教育長</u> オ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>第7条 基準日以前6箇月以内の期間において、次の各号に掲げる者が一般職員給与条例又は市町村立学校職員給与条例の適用を受ける職員となつた場合（第5号及び第6号に掲げる者にあつては、引き続き一般職員給与条例又は市町村立学校職員給与条例の適用を受ける職員となつた場合に限</p>

<p>る。)は、その期間内においてそれらの者として在職した期間（非常勤職員として在職した期間にあつては、短時間勤務職員又は勤務日及び勤務時間が常勤の職員と同様である者その他委員会の定める者として在職した期間に限る。）は、前条第1項の在職期間に算入する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>る。)は、その期間内においてそれらの者として在職した期間（非常勤職員として在職した期間にあつては、短時間勤務職員又は勤務日及び勤務時間が常勤の職員と同様である者その他委員会の定める者として在職した期間に限る。）は、前条第1項の在職期間に算入する。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>県の教育委員会の教育長</u></p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>2 (略)</p>
--	--

第3条 期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>第9条 (略)</p> <p><u>(勤務成績判定期間)</u></p> <p><u>第9条の2 一般職員給与条例第26条第1項前段及び市町村立学校職員給与条例第27条第1項前段の基準日前において人事委員会規則で定める日は、基準日が6月1日にあつては3月31日と、基準日が12月1日にあつては9月30日とする。</u></p>	<p>第9条 (略)</p>

第4条 期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を次のように改正する。

別記様式第1及び別記様式第2を次のように改める。

別記様式第1（第7条の4関係）

期末手当及び勤勉手当支給一時差止処分書

年 月 日

様

（処分者）



一般職の職員の給与に関する条例第25条の3第1項及び同条例第26条第5項において準用する同条例第25条の3第1項（第25条の3第1項・第38条第7項において準用する同条例第25条の3第1項）の規定により、期末手当及び勤勉手当（期末手当）の支給を一時差止めます。

審査請求及び処分の取消しの訴えに関する教示

1 審査請求について

この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3箇月以内（以下「不服申立期間」といいます。）に、知事（新潟市長）に対して審査請求をすることができます。

ただし、不服申立期間が経過する前に、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間やこの処分があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であつても審査請求をすることが認められる場合があります。

2 処分の取消しの訴えについて

(1) この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に、新潟県（新潟市）を被告として（訴訟においては が被告の代表者となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

(2) また、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。

(3) ただし、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

なお、正当な理由があるときは、上記(1)（審査請求をした場合には(2)）の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して1年を経過した後であつても処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

備考 1 市町村立学校職員の給与に関する条例の規定により処分する場合は、上記の根拠条項の部分と同条例の相当規定に読み替えて使用すること。

2 この様式は、用途に応じ、不用の文字は抹消して使用すること。

別記様式第2（第7条の7関係）

処 分 説 明 書

1 処分者	
印	
2 被処分者	
離職時の所属課（所）	（ふりがな） 氏 名
離職時の職	離職時の給料月額 （ 給料表 級 号給） 円
採用年月日 年 月 日	離職年月日 年 月 日
3 処分の内容	
処分発令日 年 月 日	処分説明書交付日 年 月 日
根拠条項	処分の対象となる手当 期末手当及び勤勉手当・期末手当
刑事事件との関係 起 訴 日 年 月 日	逮 捕 日 年 月 日
処分の理由 (思料される犯罪に係る罰条：)	
<p>(教示) この処分は、次のいずれかに該当する場合には取り消され、一時差し止められている期末手当又は勤勉手当が支給されます。</p> <p>① この処分の理由となつた行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかつた場合</p> <p>② この処分の理由となつた行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があつた場合</p> <p>③ 被処分者が在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなくこの処分に係る期末手当又は勤勉手当の基準日から起算して1年を経過した場合（ただし、被処分者が在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことがこの処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。）</p> <p>④ 処分者が、この処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当又は勤勉手当の支給を差し止める必要がなくなつたと認める場合</p>	

附 則

(施行期日等)

- この規則中第1条及び第2条の規定は公布の日から、その他の規定は平成28年4月1日から施行する。
- 第1条の規定による改正後の期末手当及び勤勉手当に関する規則の規定は、平成27年12月1日から適用する。
(平成28年12月に支給する勤勉手当に関する経過措置)
- 平成28年12月に支給する勤勉手当の成績率については、同年6月に支給した勤勉手当に係る職員の勤務成績を判定するに当たり考慮された事実（同年4月1日から同年6月1日までの間におけるものに限る。）が基準日以前における直近の勤務成績の判定に影響を及ぼしたことが明らかなきときは、当該事実を考慮せず定めるものとする。
- 前項の規定により難い特別の事情があるときは、同項の規定にかかわらず、あらかじめ委員会の承認を得て、別段の取扱いをすることができる。